

理事の職務権限規程

制定 2022年5月24日

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人びーのびーの（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

（理事）

第3条 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び理事会の議決に基づき職務を執行する。

（理事長）

第4条 理事長はこの法人を代表し、この法人の業務を統括して管理する。

（副理事長）

第5条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (2) 毎事業年度1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（細則）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の議決により別に定めることができる。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、2022年5月24日から施行する。（2022年5月24日理事会決議）

(別表) 理事の職務権限

| 項 目 | 決裁権者 | |
|----------------------|--|---|
| | 理事長 | 副理事長 |
| 役 割 | <ul style="list-style-type: none"> ● この法人を代表し、その業務を総理 ● 理事会を招集し、議長としてこれを主宰 | <ul style="list-style-type: none"> ● 理事長を補佐し、この法人の業務を執行 ● 理事長の事故時等の職務執行 |
| 事業計画案及び予算案の作成に関する事 | ○ | |
| 事業報告案及び決算案の作成に関する事 | ○ | |
| 人事及び給与制度の立案及び報告に関する事 | ○ | |
| 職員の任免に関する事 | ○ | |
| 規程案の作成に関する事 | ○ | |
| 国外出張に関する事 | ○ | |
| 国内出張に関する事 | ○ | |
| 支出に関する事 | | |
| 1 件 50 万円以上 | ○ | |
| セミナー等事業の実施に関する事 | | ○ |
| 職員の教育・研修に関する事 | | ○ |
| 渉外に関する事 | | ○ |
| 福利厚生（役員含む）に関する事 | | ○ |
| 外部に対する文書発簡 | | ○ |
| 特に重要なもの | ○ | |
| 重要なもの | | ○ |
| 比較的重要なもの | | ○ |
| 一般事務連絡 | | ○ |